

【女性活躍対策推進法に基づく情報等の公表】

令和 8 年 3 月 31 日現在

○管理職に占める女性労働者の割合

63.9%

○男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	86.5%
正規職員	91.3%
嘱託職員	79.6%
臨時職員	112.4%

○年次有給休暇取得率

77.8%

○男性労働者の育児休業取得率

100%

【公表についての前提条件】

(対象期間) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

(賃 金) 基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当は除く。

(そ の 他) 職員数には、育児休業（無給期間）の職員を含めている。

【差異についての補足説明】

(全労働者)

女性職員は、臨時職員の割合が 60.5%を占め、その中でも短時間勤務の職員数が多いことから女性全体の平均賃金が男性全体の平均賃金より低くなっている

(嘱託職員)

男性の嘱託職員は、定年退職後施設長等に再雇用されている職員のみである一方、施設長等の管理職ではない一般の嘱託職員においては、全員が女性であることから、賃金の高い管理職の割合の多い男性の賃金割合が高くなっている。